

●香川県告示第250号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、香川県土木部河川砂防課及び香川県長尾土木事務所総務課において縦覧に供する。

平成20年5月23日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 河川の名称
二級河川与田川水系宮内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成20年5月23日
- 3 廃川敷地等の位置
東かがわ市水主1271番地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 7.35平方メートル